

平成23年4月1日からスタート

違反対象物の公表制度。

東京消防庁

お問い合わせは、東京消防庁予防部査察課又は最寄りの消防署予防課まで

ホームページ

東京消防

検索

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>



100

※印刷用紙は100%再生紙を使用しています。印刷・製本に際しては、環境に配慮したデザインを心がけています。



東京消防庁から
大切な
お知らせです。

お店を利用する時には必ずチェック!!!
自分たちの目で建物の安全情報を確認しましょう。

東京消防庁のホームページ及びモバイルホームページから、公表されている内容を確認することができます。

これからは、建物を利用する時の判断基準として、建物の安全情報を取り入れるようにしてください。



違反対象物の公表制度

- 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置違反(すべての防火対象物)
- 過去3年以内の立入検査において、同一関係者が防火管理や消防設備等、維持管理の違反が複数(2以上)ある場合
(防火管理者の選任義務のある建物で遊技場、カラオケ店、飲食店、雑居ビル等の用途)

立入検査の結果を通知後一定期間後も未是正

○違反内容の公表

東京消防庁本部庁舎、対象物を管轄する消防署所等での閲覧、東京消防庁ホームページで公表

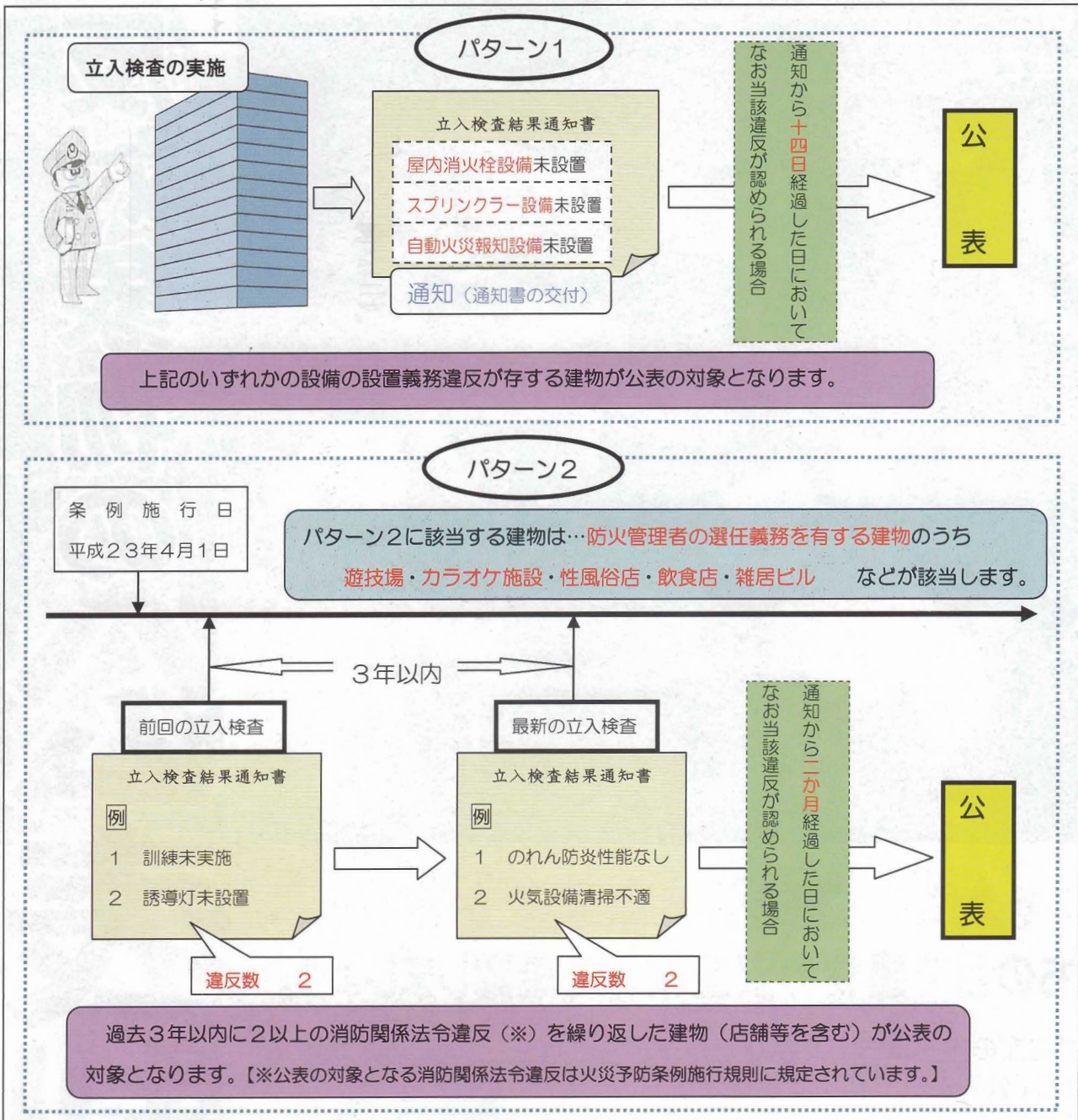
○公表の内容

建物名称、所在、事業所名、違反内容



東京消防庁マスコット「キュータ」

☆ 公表の対象となる建物は？ ⇒以下のパターン1もしくはパターン2に該当するもの



☆ 公表する内容は？

1. 建物の名称 【例：〇〇ビル】
2. 所在地 【例：東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号】
3. 消防関係法令違反の内容 【例：スプリンクラー設備未設置、防火管理者未選任 …など】

☆ 公表する方法は？

1. 東京消防庁ホームページ（<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>）に掲載します。
 2. 公表している違反対象物を東京消防庁本部庁舎、管轄する消防署、消防分署及び消防出張所で閲覧することができます。
- なお、公表中の違反については、是正されたことを確認した場合に削除します。

問い合わせ先